

社内検定認定規程

	昭和59年12月17日	労働省告示第 88号
改正	昭和60年 9月30日	労働省告示第 62号
改正	昭和62年 2月19日	労働省告示第 12号
改正	平成 6年 5月 2日	労働省告示第 50号
改正	平成12年12月25日	労働省告示第120号
改正	平成13年 9月28日	厚生労働省告示第315号
改正	平成28年 3月28日	厚生労働省告示第 99号

(趣旨)

- 第1条 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)
第71条の2第1項に規定する事業主等の行う職業能力検定(以下「社内検定」という。)の認定については、規則に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。
- 2 規則第71条の2第1項の認定(以下「認定」という。)を受けた社内検定(以下「認定社内検定」という。)は、労働者の職業に必要な能力(以下「職業能力」という。)についての評価が適正になされることにより、労働者の職業能力の開発及び向上を促進し、もつて、労働者の経済的社会的地位の向上及び社会経済の健全な発展に寄与するものでなければならない。

(認定の基準)

- 第2条 認定の基準は、次のとおりとする。
- 一 前条第2項及び職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準(平成28年厚生労働省告示第98号)各号のいずれにも適合するものであり、かつ、当該事業主等が雇用する労働者(事業主の団体又はその連合団体にあつては、その構成員である事業主が雇用する労働者)の有する職業能力の程度を検定する制度であつて、技能振興上奨励すべきものであること。
 - 二 社内検定が、労働者の有する職業能力に対する社会的評価の向上に資すると認められるものであること。
 - 三 社内検定が、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条の規定に基づき厚生労働大臣が行う技能検定を補完するものであること。
 - 四 検定が、学科試験及び実技試験で行われるものであること。
 - 五 検定が、いずれの対象職種についても原則として毎年1回以上実施されること。
 - 六 検定の実施に関する計画として、次のいずれにも適合する計画を定めていること。
 - イ 検定を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
 - ロ 検定を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保につい

て定められていること。

- ハ 検定に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。
- ニ 検定の基準及び検定の実施の方法について、定期的に点検を行うこととされていること。
- 七 検定の合格者に称号を付す場合にあつては、検定の対象職種その他に照らして、称号が適切なものであること。
- 八 社内検定を実施する者が、次のいずれにも該当する事業主等であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者でないこと。
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者でないこと。
 - ハ その他社内検定を実施するにふさわしい者であること。

（認定の申請）

- 第3条 認定を受けようとする事業主は、社内検定認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 申請を行う日の属する事業年度の前年度に係る決算に関する書類
 - 二 申請を行う日の属する事業年度及び次年度における認定を受けようとする社内検定の実施計画書
 - 三 検定の基準を記載した書類及び社内検定の実施に関する規定（以下「社内検定実施規程」という。）
 - 四 その他必要な書類
- 2 認定を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、社内検定認定申請書（様式第2号）に前項各号に掲げる書類及び当該団体又は連合団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる規定（次条第2項において「定款等」という。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 社内検定実施規程は、次の各号に掲げる事項を記載したものでなければならない。
- 一 検定の名称、対象職種、等級の区分及び検定を受けることができる資格に関する事項
 - 二 検定の実施の回数、時期及び場所に関する事項
 - 三 社内検定の運営のための組織に関する事項
 - 四 試験問題の作成及び合否の判定に当たる者に関する事項
 - 五 合格者の登録及び証明に関する事項
 - 六 検定の手数料その他検定を受けようとする者から徴収する費用に関する事項
 - 七 公正な検定の実施を担保するための秘密保持に関する事項
 - 八 社内検定の合格者の称号に関する事項

- 九 検定の実施に必要な職員の確保に関する事項
- 十 検定の実施に必要な事務所その他の設備の確保に関する事項
- 十一 検定に係る経理と他の業務に係る経理の区分に関する事項
- 十二 検定の基準及び検定の実施方法に係る定期的な点検に関する事項
- 十三 その他社内検定の実施に関し必要な事項

(変更の承認等)

第4条 認定社内検定を実施する事業主等（以下「認定事業主等」という。）は、認定社内検定の名称、対象職種の名義、検定の基準又は社内検定実施規定を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した書類を提出して厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 認定事業主等は、事業主の場合にあつては事業主の名称又は所在地を、事業主の団体又はその連合団体の場合にあつては事業主の団体又はその連合団体の名称若しくは所在地又は定款等を変更したときは、遅滞なく、変更の内容及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(意見の聴取)

第5条 厚生労働大臣は、認定をしようとするときは、職業能力の開発及び向上に関する事項に関し学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(実施計画書等の提出)

第6条 認定事業主等は、各事業年度開始後、遅滞なく、次に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 当該年度の認定社内検定の実施計画書
- 二 前年度に係る決算に関する書類
- 三 前年度に係る認定社内検定の実施状況報告書
- 四 前年度に係る第2条第6号二に規定する点検の結果報告書

(資料の提出)

第7条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、認定事業主等に対し、認定社内検定の実施に関する報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(社内検定の廃止の届出)

第8条 認定事業主等は、認定社内検定を廃止したときは、遅滞なく、廃止の年月日及び理由を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 厚生労働大臣は、認定事業主等又は認定社内検定が、次の各号のいずれかに該当す

るときは、認定を取り消すことができるものとする。

一 第2条の認定の基準に適合しなくなつたとき。

二 第4条第1項の承認を受けないで同項の変更を行つたとき。

三 第4条第2項又は第6条から第8条までに規定する届出又は報告若しくは提出を怠つたとき。

四 不正の手段により認定を受けたとき。

五 認定事業主等として適当でなくなつたと認められるとき。

(認定等の公示)

第10条 厚生労働大臣は、社内検定を認定したときは、認定事業主等の名称、認定事業主等の所在地、認定社内検定の名称及び対象職種の名をインターネットその他の適切な方法により公示するものとする。これらの事項の変更について承認をし、又は届出を受理したときも、同様とする。

(その他の事項)

第11条 この規定に定めるもののほか、社内検定の認定に関し必要な事項は、厚生労働省職業能力開発局長が定めるものとする。